

平成29年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成29年9月6日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	河村 光春君		

平成29年第3回奥多摩町議会定例会議事日程 [第2号]

平成29年9月6日(水)

午前10時00分 開議

会 期 平成29年9月5日～9月15日(11日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第46号	平成29年度奥多摩一般会計補正予算(第2号)	原案可決
3	議案第47号	平成29年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
4	議案第48号	平成29年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
5	議案第49号	平成29年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
6	議案第50号	平成29年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
7	議案第51号	平成29年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
8	議案第52号	平成29年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

(午後2時14分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 46 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）、日程第 3 議案第 47 号 平成 29 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 4 議案第 48 号 平成 29 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 5 議案第 49 号 平成 29 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 6 議案第 50 号 平成 29 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 7 議案第 51 号 平成 29 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 8 議案第 52 号 平成 29 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、以上 7 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 46 号から議案第 52 号までの平成 29 年度奥多摩町一般会計を初めとする 7 会計の補正予算について提案のご説明を申し上げます。

初めに、議案第 46 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7,459 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65 億 211 万 6,000 円とするものでございます。2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正によるもの、第 2 条地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は第 2 表継続費によるもの、第 3 条既定の町債の変更については第 3 表町債補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。地方特例交付金は交付決定により 21 万円を追加し、地方特例交付金の合計を 81 万円に、地方交付税は普通交付税の額の確定により 1 億 6,266 万 9,000 円を追加し、地方交付税の合計を 16 億 8,266 万 9,000 円に、都支出金のうち都負担金は 4,000 円を追加、都補助金は自立型ソーラースタンド事業費補助等の増に伴い、3,227 万 4,000 円を追加、都委託金は奥多摩周遊道路管理

委託金等の増に伴い、556万2,000円を追加し、都支出金の合計を26億756万4,000円に、財産収入のうち財産売払収入は1万5,000円を追加し、財産収入の合計を4,463万3,000円に、繰入金のうち、特別会計繰入金は2,000円を減額、基金繰入金は地方交付税の増額交付に伴い、1億1,970万円を減額して基金に戻し、繰入金の合計を1億1,250万円に、繰越金は決算による額の確定に伴い、1億8,761万4,000円を追加し、繰越金の合計を2億1,761万4,000円に、諸収入のうち、延滞金加算金及び過料は1,000円を追加、受託事業収入は農作物有害鳥獣対策事業費の増に伴い、460万3,000円を追加、雑入は林業従事者福利厚生基金事業費積立返還金等に伴い、805万円を追加し、諸収入の合計を5億639万3,000円に、町債は臨時財政対策債の額の確定に伴い、670万6,000円を減額し、町債の合計を1億2,329万4,000円とするもので、今回の歳入補正額は2億7,459万4,000円を追加し、歳入の合計額を65億211万6,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。議会費は13万6,000円を追加し、議会費の合計を9,271万3,000円に、総務費のうち、総務管理費は地方交付税の増額交付に伴い、財政調整基金に1億円を積み立てるなどして1億3,075万9,000円を追加、徴税費は302万2,000円を追加、戸籍住民基本台帳費は11万5,000円を追加、選挙費は人件費の減に伴い、113万7,000円を減額、統計調査費は9,000円を追加、監査委員費は10万9,000円を追加し、総務費の合計を9億7,645万円に、民生費のうち、社会福祉費は繰出金等の減に伴い、434万9,000円を減額、児童福祉費は186万4,000円を追加、国民年金費は88万9,000円を追加し、民生費の合計を11億3,729万7,000円に、衛生費のうち、保健衛生費は環境対策費補助金により自立型ソーラースタンド設置費等の増に伴い、778万6,000円を追加、清掃費は6万7,000円を追加し、衛生費の合計を5億2,036万7,000円に、農林水産業費のうち、農業費はシカ被害対策事業費の増に伴い、739万2,000円を追加、林業費は森林セラピー事業費等の増に伴い、1,117万9,000円を追加、水産業費は人件費等の減に伴い、205万4,000円を減額し、農林水産費の合計を9億9,712万3,000円に、商工費のうち、観光費は観光トイレ改修工事費等の増に伴い、4,818万1,000円を追加し、商工費の合計を4億1,820万円に、土木費のうち、土木管理費は奥多摩周遊道路管理委託費等の増に伴い518万円を追加、道路橋梁費は町道の維持補修工事の増に伴い、2,285万円を追加、河川費は100万円を追加、住宅費は公有財産購入費等の増に伴い、3,397万8,000円を追加、下水道費は400万円を追加し、土木費の合計を12億9,152万4,000円に、消防費はLED投光器、消防団用無線機等の購入に伴い、686万3,000円を追加し、消防費の合計を2億9,187万3,000円に、教育費のうち、教育

総務費は人件費等の増に伴い、176万4,000円を追加、小学校費は26万9,000円を追加、中学校費は41万1,000円を追加、給食費は84万5,000円を追加、社会教育費は水と緑のふれあい館改修工事費負担金等の減に伴い、751万円を減額、保健体育費は委託料等の増に伴い、180万円を追加し、教育費の合計を5億3,653万9,000円に、公債費は長期債の利子償還費等の減に伴い、87万3,000円を減額し、公債費の合計を2億2,541万5,000円に、予備費は予算調整により4万9,000円を追加し、予備費の合計を1,389万8,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の2億7,459万4,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の65億211万6,000円とするものでございます。

4ページをごらんください。第2表継続費でございますが、款総務費、項総務管理費、事業名、原生活館改修事業、総額6,800万円につきましては、国道411号線に接する場所となりまして、交通規制なども含め、工事期間が平成29年度内に完了することが難しいことから継続費とするものでございます。年割額につきましては、平成29年度が2,720万円、平成30年度が4,080万円とするものでございます。

5ページをごらんください。第3表町債の補正でございますが、額の確定に伴い、臨時財政対策債を補正前1億3,000万円から670万6,000円を減額し、1億2,329万4,000円とするものでございます。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

次に、議案第47号 平成29年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,781万8,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。繰越金は額の確定により401万8,000円を追加し、繰越金の合計を401万9,000円とするもので、今回の歳入補正額は401万8,000円を追加し、歳入の合計額を7,781万8,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち、利用管理費は消耗品修繕費等の増により401万8,000円を追加し、総務費の合計を7,746万9,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の401万8,000円を追加し、

歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 7,781 万 8,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 47 号の説明を終わります。

次に、議案第 48 号 平成 29 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 344 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,544 万 2,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。繰越金は額の確定により 344 万 2,000 円を追加し、繰越金の合計を 344 万 3,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 344 万 2,000 円を追加し、歳入の合計額を 1 億 6,544 万 2,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち、利用管理費は消耗品、修繕費等の増により 344 万 2,000 円を追加し、総務費の合計を 1 億 6,531 万 5,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 344 万 2,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 1 億 6,544 万 2,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 48 号の説明を終わります。

次に、議案第 49 号 平成 29 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 900 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 3,100 万円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。国庫支出金のうち、国庫負担金は一般被保険者療養給付費負担増に伴い、595 万 2,000 円を追加、国庫補助金は 193 万 9,000 円を追加し、国庫支出金の合計を 2 億 1,122 万 9,000 円に、療養給付費交付金は退職被保険者等療養給付費交付金の減に伴い、168 万 8,000 円を減額し、療養給付費交付金の合計を 1,489 万 3,000 円に、繰入金のうち、基金繰入金は 1,000 万円を基金より繰り入れ、繰入金の合計を 7,566 万 4,000 円に、繰越金は額の確定により 720 万 3,000 円

を減額し、繰越金の合計を 279 万 8,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 900 万円を追加し、歳入の合計額を 9 億 3,100 万円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち、総務管理費は 38 万 9,000 円を追加し、総務費の合計を 1,703 万 4,000 円に、保険給付費のうち、療養諸費は財源の組みかえによるもので増減はなく、後期高齢者支援金等は 3,000 円を減額し、後期高齢者支援金等の合計を 8,700 万 7,000 円に、前期高齢者納付金等は 24 万円を追加し、前期高齢者納付金等の合計を 31 万 5,000 円に、老人保健拠出金は 1 万 2,000 円を減額し、老人保健拠出金の合計を 3,000 円に、介護納付金は 11 万 7,000 円を追加し、介護納付金の合計を 3,311 万 7,000 円に、保健事業費のうち、特定健康診査等事業費は国民健康保険データヘルス計画策定業務委託費の増等に伴い、538 万円を追加し、保健事業費の合計を 1,689 万円に、諸支出金のうち、償還金及び還付金は 210 万 4,000 円を追加し、諸支出金の合計を 575 万 5,000 円に、予備費は予算調整に伴い、78 万 5,000 円を追加し、予備費の合計を 109 万 4,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 900 万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 9 億 3,100 万円とするものでございます。

以上で、議案第 49 号の説明を終わります。

次に、議案第 50 号 平成 29 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 500 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 900 万円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。繰越金は額の確定に伴い 397 万 8,000 円を追加し、繰越金の合計を 397 万 9,000 円に、諸収入のうち雑入は 102 万 2,000 円を追加し、諸収入の合計を 1,087 万 2,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 500 万円を追加し、歳入の合計額を 2 億 900 万円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。広域連合納付金は保険料等負担金の増に伴い、249 万 3,000 円を追加し、広域連合納付金の合計を 1 億 9,006 万 5,000 円に、保健事業費は 67 万 9,000 円を追加し、保健事業費の合計を 675 万 7,000 円に、諸支出金のうち、償還金及び還付加算金は 94 万 9,000 円を追加し、諸支出金の合計

を 196 万円に、予備費は予算調整により 87 万 9,000 円を追加し、予備費の合計を 100 万円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 500 万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 2 億 900 万円とするものでございます。

以上で、議案第 50 号の説明を終わります。

次に、議案第 51 号 平成 29 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,886 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 5,313 万 4,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。保険料のうち、介護保険料は 125 万 1,000 円を追加し、保険料の合計を 1 億 6,951 万 2,000 円に、国庫支出金のうち、国庫負担金は介護給付費負担金の減に伴い、876 万 3,000 円を減額、国庫補助金は 77 万 5,000 円を減額し、国庫支出金の合計を 1 億 9,702 万円に、支払基金交付金は地域支援事業支援交付金の減に伴い、646 万 9,000 円を減額し、支払基金交付金の合計を 2 億 2,218 万 8,000 円に、都支出金のうち、都負担金は介護給付費負担金の減に伴い、323 万 4,000 円を減額、都補助金は 2 万 4,000 円を追加し、都支出金の合計を 1 億 2,744 万 5,000 円に、繰入金のうち、一般会計繰入金は 399 万 9,000 円を減額、基金繰入金は 557 万円を減額し、繰入金の合計を 1 億 2,484 万 6,000 円に、繰越金は額の確定に伴い、866 万 9,000 円を追加し、繰越金の合計を 867 万 3,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 1,886 万 6,000 円を減額し、歳入の合計額を 8 億 5,313 万 4,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち、総務管理費は介護保険システム改修業務委託費等の増に伴い、170 万 7,000 円を追加し、総務費の合計を 1,677 万 8,000 円に、保険給付費のうち、介護サービス等諸費は居宅介護サービス給付費の減に伴い、4,400 万円を減額、介護予防サービス等諸費は介護予防サービス給付費の増に伴い、900 万円を追加、高額介護サービス等費は 200 万円を減額、特定入所者介護サービス等費は 300 万円を減額し、保険給付費の合計を 7 億 5,357 万 7,000 円に、基金積立金は 1,751 万 1,000 円を追加し、基金積立金の合計を 1,751 万 3,000 円に、諸支出金のうち、償還金及び還付金は 192 万 7,000 円を追加、繰出金は 2,000 円を減額し、諸支

出金の合計を 278 万 8,000 円に、予備費は予算調整により 9,000 円を減額し、予備費の合計を 85 万 1,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 1,886 万 6,000 円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 8 億 5,313 万 4,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 51 号の説明を終わります。

次に、議案第 52 号 平成 29 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 400 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 1,500 万円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。繰入金のうち、一般会計繰入金は 400 万円を追加し、繰入金の合計を 4 億 5,847 万円とするもので、今回の歳入補正額は 400 万円を追加し、歳入の合計額を 5 億 1,500 万円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち、総務管理費は賃金、修繕費等の増に伴い、106 万 1,000 円を追加し、総務費の合計を 1 億 5,159 万 7,000 円に、事業費のうち、下水道事業費は工事費等の増に伴い、156 万 3,000 円を追加、浄化槽市町村整備推進事業費は委託料、工事費等の増に伴い、103 万円を追加し、事業費の合計を 4,916 万 8,000 円に、予備費は予算調整に伴い、34 万 6,000 円を追加し、予備費の合計を 56 万 1,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 400 万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 5 億 1,500 万円とするものでございます。

以上で、議案第 52 号の説明を終わります。

以上、議案第 46 号から議案第 52 号までの 7 会計についての補正予算の提案の説明をさせていただきます。いずれも今後の事業に欠かせない予算でありますので、ご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は自席に着席したままで簡潔に行っていたくようお願いします。

初めに、議案第 46 号について各課長から順次、所管の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第 46 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）の内容につきましてご説明いたします。

初めに、8 ページをお開きください。歳入でございます。款 08 地方特例交付金 21 万円の増、次の款 09 地方交付税 1 億 6,266 万 9,000 円の増は普通交付税の増で、いずれも交付決定通知によるものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、款 14 都支出金、目 03 土木費負担金の 4,000 円の増額は、国土利用計画法に定める土地取引の規制に関する経由事務費等交付金の額が確定したことにより増額するものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 項 02 都補助金、目 02 民生費都補助金では、社会福祉費補助金においてユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業補助金として、公共施設等のトイレの洋式化について補助率 3 分の 2 で助成されるもので、本庁舎及び文化会館内のトイレについて既存の和式便器を洋式便器に入れかえるもので、それぞれ歳出の庁舎管理費及び文化会館管理費において内容を説明いたします。

○住民課長（原島 滋隆君） 次に、目 03 衛生費都補助金 700 万円の増額は、環境対策費補助金として太陽光を利用し、スマートフォンなどへ充電を行うことにより、都民に再生可能エネルギーを身近に感じてもらい、普及につなげることを目的としている自立型ソーラースタンド普及促進事業補助金交付要綱に基づき、自立型ソーラースタンド 2 基分の整備費について補助率 10 分の 10 で補助金を計上するものです。

なお、事業の詳細につきましては歳出でご説明いたします。

○観光産業課長（天野 成浩君） 次に、目 04 農林水産業費都補助金 40 万円の増額は、節 02 林業費補助金で、説明欄記載の第 42 回全国育樹祭機運創出補助金、補助率 2 分の 1 で計上するものでございます。この事業は歳出予算でご説明いたしますけれども、育樹祭イベント事業として計上させていただくもので、平成 30 年秋、東京都で開催されます国民的な緑の祭典である育樹祭を都民に広く周知し、開催の機運を盛り上げるとともに、幅広い主体の参画により開催される行事ということで、第 42 回全国育樹祭記念事業として機運創出事業を創設されたものでございます。

次に、目 05 商工費補助金 1,430 万円の増額は、節 01 観光費補助金で、説明欄記載の観光施設整備等事業補助金の増額で、観光トイレ改修事業 500 万円を増額するものです。平成 29 年度より東京都多摩島しょ地域観光施設等補助金の事業費の上限額が 2,000 万円から 4,000 万円になったことから、補助事業を上限まで活用するため増額するものでございます。

次に、9ページをお開きください。説明欄記載の森林資源を活用した観光振興事業補助金 930 万円の増額するものです。こちら補助金は平成 25 年度から 27 年度までの 3 年間で事業が終了することとなっておりますけれども、要望等により平成 28 年度に続いて平成 29 年度も実施することが可能となったことから、補助率 10 分の 10 で計上するものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、目 06 土木費都補助金の 160 万円の増額は、市町村土木費補助金で、平成 28 年度までは国庫補助のみでありましたが、平成 29 年度より長寿命化の点検委託も市町村土木補助事業の採択基準となったため増額するものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次の消防費都補助金は、総額で 457 万 5,000 円の増額でございます。内訳は、防災費補助金は 90 万円の増額で、地域防災組織育成助成事業補助金が補助率 10 分の 10 で交付されるもので、地域防災リーダーである消防団の装備の拡充を図る事業に対し交付され、LED 投光器の購入を予定しております。

次の消防費補助金は、367 万 5,000 円の増額で、消防団用防火衣整備事業補助金が補助率 2 分の 1 で交付されるもので、災害発生時の消防団活動における団員の安全確保を図るとともに、地域防災力の充実強化に資する事業に対して交付され、消防団用無線機の購入を予定しております。いずれも詳細は歳出でご説明をいたします。

次に、項の 3 都委託金ですが、総務費委託金は 2,000 円の増額でございます。統計調査費委託金の増額で、工業統計調査費の事業費確定によるものでございます。

○観光産業課長（天野 成浩君） 次に、目 04 商工費委託金 70 万 1,000 円の増額は、節 01 観光費委託金で、河川等清掃委託金の増額によるものです。白丸調整池のじんかい処理及び周辺清掃受託収入によるもので、白丸調整池ダム右岸巡視路が東日本大震災以降、通行止めとなっておりますが、東京都交通局により対策工事が行われ、このほど 7 月 14 日金曜日から開通されました。巡視路の開放に伴い、東京都交通局から町が受託し、清掃業務を復活するものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、目 05 土木費負担金の 485 万 4,000 円の増額は、東京都西多摩建設事務所より町が受託している奥多摩周遊道路保守管理業務委託の契約金額が確定したことにより、事務費で 3 万 7,000 円の増額と管理委託金で 481 万 7,000 円を増額するものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 目 07 衛生費委託金、保健衛生費委託金 5,000 円の増額は、感染症予防対策事業費において風疹抗体検査事業に対する委託金として実績に基づき

1名分の検査料が全額都の負担において実施されたものです。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 10 ページをお開きください。款 15 財産収入につきましては、項 02 財産売払収入、目 01 不動産売払収入、節 02 その他不動産売払収入が 1 万 5,000 円の増で、これは大塚山付近の町有地において分収林契約を結んでいる山林がありますが、今般警察庁の大塚山無線中継所の一部建てかえが実施されます。この工事に伴い、当該分収林の一部立木が伐採され、契約条項に基づく全体収入の 3 割分が町の収入となるものです。

次の款 17 繰入金につきましては、項 01 特別会計繰入金、目 01 介護保険特別会計繰入金が 2,000 円の減で、これは決算額確定に伴い皆減するものです。

次の項 02 基金繰入金は合計 1 億 1,970 万円の減で、その内訳としまして目 01 財政調整基金繰入金が 9,880 万円の皆減、目 02 教育文化振興基金繰入金が 290 万円の皆減、目 04 公共施設整備基金繰入金が 1,800 万円の減で、いずれも財源不足によりおのおのの基金から取り崩していたものを財源調整によりおのおのの基金に戻し入れするものです。

次の款 18 繰越金は 1 億 8,761 万 4,000 円の増で、前年度繰越金が確定したことに伴う増です。

なお、地方財政法第 7 条の規定により、繰越金の 2 分の 1 以上に相当する額を積み立てなければならないため、2 分の 1 相当額を歳出で計上しております。

次の款 19 諸収入につきましては、項 01 延滞金加算金及び過料、目 01 及び節 01 の延滞金 1,000 円の増は、若者定住応援補助金の返還金に附帯する延滞金を見込み、科目存置として計上するものでございます。

○観光産業課長（天野 成浩君） 11 ページをお開きください。項 04 受託事業収入、目 01 森林再生事業受託収入 8 万 1,000 円の減額及びその次の目 03 水の浸透を高める枝打ち事業受託収入 6,000 円の減額は、ともに東京都との契約確定によるものです。

次に、目 04 農作物有害鳥獣対策受託収入 469 万円の計上は、節 01 シカ被害対策事業受託収入で、説明欄記載の緊急捕獲事業受託収入で、雲取山周辺においてシカ捕獲を行うため、人員輸送用ヘリコプターの事業受託収入を計上するものです。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の項 05 雑入は目 02 実費徴収金が 60 万円の増で、旧古里中学校電気料のうち、株式会社ジェリーフィッシュが日本語学校として使用する主に校舎分の電気料を実費徴収金として見込むものです。

次の目 03 過年度収入 140 万 6,000 円の増は、過年度に交付されました若者定住応援補助金の返還金や平成 27 年度に取得しました福社会館横の物件の際に必要なであった相続財

産管理人選定に伴う予納金 100 万円の返還金 99 万 6,000 円などについて計上するものです。

○観光産業課長（天野 成浩君） 次に、目 07 雑入 604 万 4,000 円の増額は、説明欄記載の東京都林業従事者福利厚生基金事業積立返還金で、森林組合法の改正に伴い、昭和 57 年 2 月に東京都林業従事者福利厚生基金事業実施要領が整備され、林業従事者の福利厚生制度の充実を図るため、林業従事者福利厚生基金が造成され、基金から生じる果実により福利厚生事業を実施し、林業従事者の安定確保を資するための目的として基金が設立されたものです。この基金の造成は昭和 60 年度を目標とすることで、昭和 56 年から 60 年度までの 5 年間で林業 14 団体、奥多摩町ほか 7 市町村、東京都により 1 億円の基金が設立されたもので、当町は当時 5 カ年で 600 万円の負担を行ったものです。

事業の実施主体は東京都森林組合連合会で、本年 10 月、連合会が解散となることから、その後を引き継ぐ団体がないことから、東京都林業従事者福利厚生事業実施要領第 11 条に基づき、財余財産はそれぞれの持ち分に出資団体等への返還をすることになっていることから、返還予定額として計上するものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の款 20 町債で 670 万 6,000 円の減は、説明欄にございます臨時財政対策債に係る発行可能額の決定通知によるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 0 分から再開とします。

午前 10 時 47 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計の歳出の説明から行います。総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 一般会計補正予算歳出の説明に入らせていただきます。補正予算書 12 ページから歳出となりますが、その前に人件費につきまして総括的に説明をさせていただきます。恐れ入りますが、補正予算書の 39 ページ、給与費明細書をごらんください。

39 ページは特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をごらんください。

職員数のその他の 10 名の増、その隣の報酬のその他委員の 7 万 2,000 円の増額は特定空家等認定審査委員会委員を新たに加えたことによるものでございます。右側、共済費の欄の長等は 16 万 3,000 円の増額、その他の欄の 8 万 9,000 円の増額は教育長の共済費で、それぞれ共済組合負担金の短期経理負担率の増によるものでございます。計の欄で職員は 10 名の増、給与費のうち、報酬は 7 万 2,000 円の増、共済費は 25 万 2,000 円の増となり、合計で 32 万 4,000 円の増額でございます。

40 ページをごらんください。一般職でございます。上から 3 行目、比較の欄でございますが、職員数の 1 名増は派遣職員の派遣を解除し、一般職へ配置したことによるもの、給与費の給料は 378 万 1,000 円の減額、職員手当は 307 万 9,000 円の増額で、それぞれ年間所要額を調整したもので、給与費の合計は 70 万 2,000 円の減額でございます。次の共済費は 560 万 4,000 円の増額となりますが、共済組合負担金の短期経理負担率の増によるもので、一般職合計で 490 万 2,000 円の増額となります。職員手当の内訳は下段の表のとおり所要見込み額の調整となりますが、管理職手当が 146 万 8,000 円の増額でございます。この手当は職員を管理する地位にある職員である課長職及び相当職に対して支給されるものですが、通常の業務量及び災害時などにおける突発的な業務量が増大しており、その勤務形態に鑑み、処遇改善として現在の月 6 万 8,100 円から月 7 万 8,000 円に増額改定したく計上しております。

なお、この手当は管理職手当に関する規則で規定をしております。

以上で、給与費の説明を終わらせていただきます。

12 ページにお戻りください。歳出に入らせていただきます。初めに、款の 1 議会費でございます。項の 1 議会費の議会事務局費 13 万 6,000 円の増額は人件費でございます。

次に、款の 2 総務費でございます。項の 1 総務管理費ですが、一般管理費は総額で 1,277 万 2,000 円の増額となります。内訳ですが、一般管理費の 610 万 2,000 円の増額は、人件費については派遣職員 1 名の派遣を解除し、一般会計へ計上したことによる職員 1 名の増によるもののほか、管理職手当の増及び共済組合負担金の短期経理負担率の増等によるものでございます。

需用費の 38 万 8,000 円の増額については、町功労者表彰式の被表彰者が当初予定数から増加する見込みであることから、記念品などを増額することによるものでございます。

次の庁舎管理費は 610 万円の増額でございます。庁舎トイレの洋式化につきまして、当初予算では 1 基分を見込んでおりましたが、歳入でご説明いたしましたユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業補助金を活用し、合計で 8 基の整備をしたく増額するもの

でございます。委託料の 50 万円の計上は、各フロアでの設置方法に違いがあることから、設計委託に要する費用を、13 ページをごらんください。工事請負費の 560 万円の増額は 2 階から地下 2 階までの 4 フロアの男女それぞれ 1 基ずつの整備を予定するものでございます。

次の災害対策用職員住宅管理費の 57 万円の増額は、需用費の修繕費で、各住宅の老朽箇所について修繕整備をするためのものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次に、目 06 財産管理費 2,413 万 9,000 円の増は、内訳としまして、節 13 委託料が 19 万 6,000 円の増で、町所有物件の増加等に伴い、草刈りや立木伐採など維持管理すべき箇所数も増えているため増額させていただくものです。

次の節 15 工事請負費 108 万 4,000 円の増は、町有財産整備等に係るもので、内訳としまして前年度寄附により取得しました川野住宅の改修工事費の新規計上や当初予算で計上しておりました大氷川老朽住宅等の解体工事費が現場精査により当初の見込みより経費がかさむ見込みとなったため増額させていただくものです。

次の節 17 公有財産購入費 2,285 万 9,000 円の増は、説明欄にございます常磐地内と棚沢地内の用地等を公共事業等の用に供するため取得するものでございます。常磐地内の買収費につきましては、奥多摩病院先奥多摩湖方面への国道右側にあります氷川字小留浦 1165 番地 8 ほかの個人用地等を今後の公共用事業等の活用を見込み、1,753 万 4,000 円で取得するものです。また、棚沢地内の買収につきましては、棚沢字坂下平 751 番地ほかの個人用地等を今後の公共用事業等の活用を見込み 532 万 5,000 円で取得を予定するものでございます。

次の目 07 企画費（02）企画事業費 150 万円の増は、節 19 負担金・補助及び交付金において説明欄にございます奥多摩町神津島村間の友好交流式典に係る予算を新たに計上するものです。神津島村は、太平洋戦争末期の全島疎開で多くの島民が奥多摩町に身を寄せた歴史があります。以後、小学生の洋上セミナーやふれあいまつりでの物産展など交流を続けてきましたが、これまでの経緯を含め、改めて友好を礎として絆をさらに深め、ともに発展することを念願し、友好交流協定を結ぶものです。

なお、式典は 10 月 29 日の町ふれあいまつり開催時に協定締結式並びに交流会を行い、その後、11 月 23 日には神津島村で祝賀会が開かれる予定となっております。議員皆様には改めてご案内等を差し上げますが、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（井上 永一君） 次の目 08 電子計算費は総額で 814 万 8,000 円の増額で

ざいます。

14 ページをごらんください。電子計算管理費の 102 万 6,000 円の増額は、需用費では印刷製本費で納付書の印刷の増によるもの、修繕費でパソコンの修繕により需用費の合計で 32 万 2,000 円の増額、委託料の 53 万 1,000 円の増額は住民情報系システム電算業務委託の増額によるもの、使用料及び賃借料の 232 万 9,000 円の減額は、公会計システムの構築について、当初は経費の平準化を図るため、システム構築委託費用を使用料に含めて計上していましたが、構築委託費用を電子計算開発費の委託料に組みかえて計上することにより使用料を減額するもの、負担金・補助及び交付金の 250 万 2,000 円の増額は、国からの指示によりインターネット接続における不正アクセス防止対策を図るため、東京都及び都内の区市町村が共同でセキュリティシステムを構築することとなり、当該事業を取りまとめる東京都へ負担金として支払うため、新たに計上させていただいたものでございます。

次の電子計算開発費の 712 万 2,000 円の増額は、電子計算管理費でご説明いたしました公会計システムのシステム構築委託費用を組みかえし、計上したものと及び住民情報系システムのシステム改修費用の増額によるものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の目 09 地域振興費、(02) コミュニティ施設整備事業費 1,580 万円の減は、先ほど副町長から説明のありました 4 ページ第 2 表原生活館改修事業の継続費に伴うものであり、件名につきましては、より事業内容に沿ったものとするため、建設から改修に改めるとともに、立地条件等を考慮した事業内容精査の結果、全体事業費が 6,800 万円と見込まれ、今後、議会の議決が必要となると同時に、予算規模の観点並びに工期確保の観点から 2 カ年の継続費とし、年割額に従って平成 29 年度の管理業務委託を 180 万円、改修工事を 1,400 万円それぞれ減額するものです。

なお、この継続費の内容につきましては後ほど 41 ページでご説明いたします。

次の目 10 基金運用費、(01) 財政調整基金費 1 億円の増は、歳入の款 18 繰越金で説明しました地方財政法の規定に基づき、前年度繰越金の 2 分の 1 相当額を財政調整基金に積み立てるものです。

○住民課長（原島 滋隆君） 次の 15 ページをお開きください。項 02 徴税費、目 01 徴税総務費 302 万 2,000 円の増額及びその次の項 03 戸籍住民基本台帳費の 11 万 5,000 円の増額は、いずれも職員人件費の所要額の調整によるものです。

○総務課長（井上 永一君） 次に、項の 4 選挙費です。選挙管理委員会費は 113 万 7,000 円の減額で、給料から次の 16 ページの共済費まで人件費でございます。

次に、項の5統計調査費です。基幹統計費は9,000円の増額で、内訳で工業統計調査費の5,000円、就業構造基本調査費の4,000円の増額は調査員報酬の単価改定等によるものでございます。

次に、項の6監査委員費です。監査委員費は10万9,000円の増額となり、給料から次の17ページの共済費まで人件費でございます。

総務費は以上です。

○福祉保健課（清水 信行君） 款03民生費、項01社会福祉費、目01社会福祉総務費です。01社会福祉総務費では、人事異動による人件費の調整により、給料、職員手当等、共済費において説明欄記載の項目についてそれぞれ増減し、合わせて254万1,000円を減額するもの、次の16少子化・定住化対策事業費では、特別旅費として公営住宅を活用した定住化対策の先進事例について視察するため、2名分の旅費9万3,000円を、14使用料及び賃借料では、視察先での移動のためのレンタカー賃借料1万円、合わせて10万3,000円を新たに計上し、次の18ページ、19国民健康保険事業費では、職員人件費の調整により59万円を減額するもので、社会福祉総務費全体では302万8,000円を減額するものです。

目02老人福祉費です。16介護予防ケアマネジメント事業費では、13委託料において当初予算で計上していた地域包括支援センターシステム運用保守委託料について、年度の後半においてバージョンアップによる新単価が適用されることから、差額として13万4,000円を追加し、バージョンアップに係る初期設定費用として新たに19万5,000円を追加し、14使用料及び賃借料では2台分のパソコン等の使用料として16万4,000円を追加し、合わせて49万3,000円を追加するものです。

次の21介護保険事業費では、18ページ02給料から19ページ04共済費までは人事異動による人件費の調整によるもの、28繰出金では、介護給付費及び地域支援事業費について町の法定負担分について今後の給付実績の見込みから399万9,000円を減額するもので、老人福祉費全体では合わせて132万1,000円を減額するものです。

項02児童福祉費、目01児童福祉総務費では、01児童福祉総務費において職員人件費の調整により33万7,000円を追加、02児童福祉費において、これまで助成していた氷川保育園保護者会が解散したことにより1園分について皆減するもの、04ひとり親家庭医療費助成事業費では、扶助費において実績により14万7,000円を追加し、児童福祉総務費全体で43万9,000円を追加するものです。

目02児童措置費では、保育所措置費において11需用費でパソコンの修繕費として6万

9,000円を追加し、13委託料では保育士の処遇改善の算定に必要なシステム改修のため、57万9,000円を追加し、児童措置費全体で64万8,000円を追加するものです。

目04子ども家庭支援センター事業費では、人事異動に伴う職員人件費の調整により77万7,000円を追加するものです。

○住民課長（原島 滋隆君） 次の項03国民年金費、目01国民年金総務費88万9,000円の増額は、職員人件費の所要額の調整によるものです。

○福祉保健課（清水 信行君） 21ページをお開き願います。款04衛生費、項01保健衛生費です。目01保健衛生総務費では、01保健衛生総務費で職員人件費の調整により62万2,000円の減額、02保健福祉センター管理費では、11需用費でセンター内の諸修繕のため13万円を追加し、15工事請負費では、センター屋上に設置している変圧受電設備の外装の塗装が劣化したことによる放電等の危険があることから緊急に塗装工事を行うため、35万7,000円を追加し、18備品購入費では、直営で発送する案内等が大量にあることから、新たに紙折り機を購入するもの、保健師、管理栄養士が地域に出向いて講話等を実施する際にビデオ上映等に活用するためのスクリーンを新たに購入するもの及びセンター2階の栄養指導室の冷蔵庫が故障したため更新するための費用をそれぞれ計上いたしました。

03古里診療所事業費では、リハビリ用低周波治療器等の修繕費として24万7,000円を追加し、保健衛生総務費全体で63万4,000円を追加するものです。

目02予防費です。22ページをごらんください。02へき地専門医療確保事業費では、12役務費において年2回実施している眼科、耳鼻科無料検診事業の従事医師が増加したことにより傷害保険料の差額2,000円を追加し、03感染症予防対策事業費では、歳入の増により財源組みかえを行うもので、予算の増減はありません。

次の08健康増進法保健事業費では、07賃金においてこれまで計上していた健康運動指導士賃金を13委託料に組みかえるため皆減、12役務費では、各種がん検診等の結果通知のための郵券代として1万3,000円を追加、13委託料では、先ほどご説明いたしました健康運動指導士に対する業務委託料58万8,000円を皆増し、子宮がん検診、乳がん検診委託料について、これまで次の09女性特有のがん検診推進事業費で計上していた分について国の受診クーポンによる助成がなくなったことによる組みかえによる皆増として、それぞれ実績に基づき計上するもので、次の09女性特有のがん検診推進事業費は、ただいまご説明したとおり、事業費を移したと検診クーポンの印刷費及び郵送料について不要となったことから皆減となるものです。

12食育推進事業費では、昨年度から食育推進事業として実施している食の文化祭につ

いて記録誌を発行し、関係機関等に配布するための作成委託料として 46 万 2,000 円を皆増しております。

○住民課長（原島 滋隆君） 次のページ 23 ページをお開きください。次の項 01 保健衛生費、目 04 環境衛生費は総額 687 万 6,000 円の増額を計上するもので、01 環境衛生総務費 12 万 4,000 円の減額は、職員人件費の所要額の調整によるもので、次の 02 環境対策事業費 700 万円の増額は、歳入でご説明いたしました衛生費都補助金と同額を計上するもので、自立型ソーラースタンドを福祉会館及び文化会館に各 1 基、計 2 基を設置するための工事費を見込んでおります。このソーラースタンドにつきましては、支柱最上部に 70 ワット太陽光発電パネルを設置し、発電した電力を 45 アンペアアワーのリチウムイオン電池に蓄電し、携帯電話、スマートフォンへの充電ができるほか、上部に 1,500 ルーメン LED 電球 1 個を配置し、夜間照明機能もつけることとしており、事業の目的でございます再生可能エネルギーを身近に感じてもらい、普及につなげることで以外に災害時にも役立てようとするものです。

なお、携帯電話の充電は蓋付きの防水仕様としております。

次に項 02 清掃費、目 01 清掃総務費の 6 万 7,000 円の増額は、職員人件費の所要額の調整によるものです。

○観光産業課長（天野 成浩君） 次に、款 06 農林水産業費、項 01 農業費、目 01 農業推進協議会費 43 万 1,000 円の増額は、節 03 職員手当等及び節 04 共済費の人件費の調整によるものです。

次に、23 ページから 24 ページにかけてお願いいたします。目 02 農業総務費、02 農作物有害鳥獣対策事業費 514 万 6,000 円の増額は、節 13 委託料で説明欄記載のシカ被害対策委託 469 万 1,000 円を計上し、雲取山周辺のシカ捕獲作業にかかわる人員ヘリコプター用の費用を計上したものでございます。次に、節 18 備品購入費 45 万 5,000 円の計上は、説明欄記載のツキノワグマ用捕獲檻 2 基とイノシシ用捕獲檻 2 基を購入し、獣害対策を行うものです。

次に、目 03 農業振興費、01 農業振興総務費 181 万 5,000 円の増額は、節 15 工事請負費で、特産物加工体験施設高圧引込設備改修工事を計上するものです。

次に、項 02 林業費、目 01、01 林業総務費 198 万 4,000 円の減額は、節 02 給料から節 04 共済費までの人件費の調整によるものです。

次に、25 ページをお開きください。目 02 林業振興費、01 林業振興総務費 82 万円の増額は、節 13 委託料で説明欄記載の育樹祭プレイベント委託を新設計上するものです。歳

入でご説明いたしました。都補助金第 42 回全国育樹祭機運創出事業補助金 2 分の 1 を活用し、平成 30 年秋に東京都で開催される第 42 回全国育樹祭を住民皆さんに広く PR するため、本年 10 月 28、29 日で開催されます第 32 回奥多摩ふれあいまつりの会場におきまして苗木を配布し、健全で活力ある森林を育て、次の世代に引き継ぐことの大切さを伝えるため毎年秋に開催されております国民的な森林緑の祭典をイベントとして開催し、広く周知するものでございます。

次に、目 03 森林費 884 万 3,000 円の増額は、01 森林保全・活用総務費から 26 ページの 06 木質バイオマス推進事業までの計上で、その内訳といたしまして 25 ページの 01 森林保全・活用総務費 9 万 6,000 円の増額は、節 02 給料から節 04 共済費までの人件費の調整によるものです。次の 02 多摩の森林再生事業費 8 万 1,000 円の減額と 26 ページの 04 水の浸透を高める枝打ち事業の 6,000 円の減額は、東京都との契約確定によるもので、契約額に応じた修正を行うものでございます。次に、05 森林セラピー事業費 800 万円の増額は、節 19 負担金・補助及び交付金で説明欄記載の森林セラピー推進団体補助金を増額するもので、一般財団法人おくたま地域振興財団における旅行業種を第三種から第二種に変更するため、営業保証金の供託金が 1,100 万円になることから補助金を増額し、事業を展開するものでございます。次の 06 木質バイオマス推進事業費 83 万 4,000 円の増額は、節 23 償還金・利子及び割引料で、説明欄記載の過年度都補助金返還金を計上するもので、本事業が申請により交付され、実績により翌年度精算となることから、平成 28 年度都補助金返還金を計上するものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、目 04 林道治山費 350 万円の増額につきましては、01 林道維持管理費の 15 工事請負費で 250 万円の増額は、主に白丸線林道の踏切先 30 メートル上部の路側ひずみが危険なため、早急に対応する必要があることから増額するものでございます。

次に、03 都補助林道改良（舗装）事業費の 13 委託料で 100 万円の増額は、来年度予定しています奥沢線林道改良工事に伴い、実施設計委託で擁壁の設置箇所を追加する必要が生じたことで増額するものでございます。

○観光産業課長（天野 成浩君） 次に、項 03 水産業費、目 01 水産業総務費 205 万 4,000 円の減額は、節 02 給料から次の 27 ページをお開きください。節 04 共済費までの人件費の調整によるものです。

以上で、款 06 農林水産業費の説明を終わります。

次に、款 07 商工費、項 02 観光費、目 01 観光総務費 126 万 5,000 円の増額は、その内

訳として 01 観光総務費 26 万円の増額は、節 02 給料から節 04 共済費までの人件費の調整によるものです。

次の 07 日照確保対策事業費 100 万 5,000 円の増額は、節 19 負担金・補助及び交付金で、説明欄記載の日照確保対策事業助成金を増額するもので、海沢自治会、小丹波自治会より申請があることから計上するものです。

次に、目 02 観光施設費 4,691 万 6,000 円の増額は、01 観光施設維持管理費から次の 28 ページの観光施設整備事業費までで、27 ページの 01 観光施設維持管理費 211 万 6,000 円の増額は、節 11 需用費から次の 28 ページの節 18 備品購入費までの計上で、節 11 事業費 150 万円の増額は、川乗小水力発電施設用トイレ送水管及びもえぎの湯鋼製階段などの修繕費を計上するものです。次の節 13 委託料 112 万 6,000 円の増額は、説明欄記載の白丸ダム清掃委託 65 万 2,000 円、内訳の下から 2 行目、観光用公衆トイレ総合清掃委託 100 万円の増、鳩ノ巣小橋から雲仙屋さんまでの鳩ノ巣溪谷遊歩道清掃委託 28 万円を計上し、中ほどの奥多摩町内公衆トイレ特別清掃委託から指導標設置委託までの事業精査により減額するものです。次の節 18 備品購入費 51 万円の減額は、日本一観光公衆トイレがきれいなまちを実現に向け、トイレ清掃専用車両 2 台を購入いたしました。その契約差金が生じたことから精査し、減額するものです。

次に、02 観光施設整備事業費 4,480 万円の増額は、そのうち節 13 委託料 930 万円の増額で、説明欄記載の森林資源を活用した観光振興森林整備業務委託を増額するものです。歳入でもご説明いたしました都補助金森林資源を活用した観光振興事業補助金補助率 10 分の 10 を活用し、平成 26 年度から平成 28 年度まで 3 カ年で実施いたしましたむかし道周辺や本仁田山山頂の景観伐採を実施した後の植栽事業を実施するものでございます。

次の節 15 工事請負費 3,550 万円の増額は、説明欄記載の観光トイレ改修工事、観光施設改修等工事、はとのす荘温泉引込工事費を見込むものです。観光トイレ改修工事の増額は、本年度トイレの改修設計を行っておりますが、事業費を補助金限度額まで計上し、改修工事に対応するため増額するものでございます。観光施設改修等工事費の増額は、丹縄亭ごみ収集施設撤去工事などに対応するためでございます。次のはとのす荘温泉引込工事は、旧鳩和荘用地内にある井戸から温泉成分が検出されたため、現在、内湯に鶴の湯温泉を給湯しておりますが、その鶴の湯温泉を露天風呂に切りかえ、新たに旧鳩和荘前の源泉をはとのす荘の内湯に新温泉として引き込み、内湯には新温泉を、露天風呂には鶴の湯温泉を給湯し、2 種類の温泉が楽しめることなどから配管、温泉貯蔵タンク、ポンプ設備などの整備を行うため、はとのす荘温泉引込工事を計上するものでございます。

以上で、款 07 商工費の説明を終わります。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、款 08 土木費、項 01 土木管理費、目 01 土木総務費 518 万円の増額につきましては、次の 29 ページの 01 土木総務費の 64 万 7,000 円の増額は、節区分の 02 から 04 は説明欄記載のそれぞれの人件費の調整によるものでございます。

次に、02 奥多摩周遊道路管理費の 13 委託料の 452 万 2,000 円の増額は、東京都西多摩建設事務所より町が受託している奥多摩周遊道路保守管理業務委託契約が確定したことにより増額し、小河内振興財団と委託契約をするものでございます。

次に、国土法土地取引事務費の 11 需用費、消耗品の 6,000 円の増額は、平成 29 年度国土利用計画法に定める土地取引の規制に関する経由事務費等交付金の額が確定したことにより増額するものでございます。

次に、07 地籍調査事業費の 19 負担金・補助及び交付金で 5,000 円の増額は、東京都国土調査推進協議会の平成 29 年度分の会費が確定したことにより負担金を増額したものでございます。

次に、款 08 土木費、項 02 道路橋梁費、目 01 道路維持費、01 道路維持費の 1,500 万の増額につきましては、13 委託料で 100 万円の増額は道路の管理区域に支障を及ぼす立木の伐採で、主にバス路線であります大丹波秩父線と他路線の伐採費として増額するもので、次の 15 の工事請負費の 1,400 万の増額は、中山地内、大加地内の主に落石対策及び路面整備の維持補修工事として増額するものでございます。

次に、目 02 道路新設改良費 785 万円の増額につきましては、02 町単独道路新設改良事業費の 13 委託料で、100 万円の増額は説明欄で大丹波秩父線改良工事に伴う設計委託による増額で、次の 15 工事請負費の 600 万円の増額につきましては、大丹波秩父線で一部区間で狭隘な部分があり、路線バスとのすれ違い等に問題があるため、待避所を設置し、交通の緩和を図るために改良工事として増額するもので、次の 17 公有財産購入費の 85 万円の増額は、大丹波秩父線改良工事に伴い、一部区間の用地取得が生じたことで増額するものでございます。

次に、目 04 橋梁新設改良費、01 橋梁新設改良費につきましては、補正の増減はございませんが、道路橋梁費補助金の採択基準の見直しにより財源組みかえをするものでございます。

次に、款 08 土木費、項 03 河川費、目 02 河川維持費、01 河川維持費の 15 工事費の 100 万円増額は、今後予測されます台風豪雨等の対策として土砂排除費用を見込み、増額する

ものでございます。

次に、款 08 土木費、項 04 住宅費、目 01 住宅管理費 304 万 2,000 円の増額につきましては、次の 31 ページの 01 住宅管理費の節区分の 01 報酬で 6 万 6,000 円の増額は、奥多摩町空家等対策基本条例に基づき設置する奥多摩町特定空家等認定審査会の委員報酬を増額したものでございます。次に、02 給料で 25 万 4,000 円の減額、次の 03 職員手当 5,000 円の減額は、次の 04 共済費で 13 万 2,000 円の増額は、説明欄記載のそれぞれの人件費の調整によるもので、次の 09 旅費で 10 万 3,000 円の増額は、奥多摩町特定空家等認定審査会の委員の費用弁償及び定住促進事業先進地研修旅費を増額したものでございます。次に、11 需用費の 300 万円の増額は、公営町営住宅の退去後のハウスクリーニング及び一般修繕として増額を見込むものでございます。

次に、目 02 住宅建設費 3,093 万 6,000 円の増額につきましては、01 住宅建設事業費の 17 公有財産購入費で、2,293 万 6,000 円の増額は、定住促進用地及び町営住宅用地購入に伴い、説明欄記載の 5 物件のそれぞれを定住促進基金から先行取得し、買収費の戻し入れ及び今後の用地購入費を増額したものでございます。説明欄記載の 1 件目の小丹波（高畑）買収面積 201.49 平方メートル、買収価格 204 万 8,000 円、2 件目が氷川（栃久保）買収面積が 337.87 平方メートル、買収価格が 639 万円、3 件目の小丹波（桜久保）買収面積は 674.49 平方メートル、買収価格 774 万 2,000 円、4 件目の棚沢（住安戸）買収面積が 241.69 平方メートル、買収価格 438 万 2,000 円、5 件目が小丹波（寸庭平）買収面積が 290 平方メートル、買収価格 237 万 4,000 円となります。

次に、32 ページをお願いいたします。小丹波地内若者住宅建設事業費の 13 委託料で 200 万円の増額は、小丹波（南ノ原）地内の計画地が急傾斜であることから、造成構造物が建築基準法第 6 条第 1 項の規定の工作物確認申請に該当することが見込まれるため、地耐力を確認する地質調査及び小丹波（宮ノ下）地内町有地の有効活用を検討するため、現況測量委託を増額したものでございます。

次に、03 大丹波地内若者住宅建設事業費の 600 万円の増額は、13 委託料の説明欄で括弧内の名称を入屋ヶ谷から南平へ件名の名称変更をするもので、次の 15 工事請負費の 600 万円の増額が入屋ヶ谷から南平の件名の名称変更及び計画地が地質調査の結果、表層からマイナス 4 メートル付近までは関東ローム層の軟弱地盤が確認されたため、構造物の不同沈下に備え、地盤改良に要する工事費を増額するものでございます。

次に、款 08 土木費、項 05 下水道費、目 01 公共下水道費、(01)下水道費事業特別会計繰出事業費の 400 万円の増額につきましては、下水道事業費特別会計への繰出金でござい

ます。詳細につきましては下水道事業特別会計補正予算にてご説明いたします。

以上で、土木費の説明を終わります。

○総務課長（井上 永一君） 33 ページをごらんください。款の9 消防費です。非常備消防費は 860 万 6,000 円の増額でございます。内訳ですが、非常備消防総務費は 10 万 8,000 円の増額で、人件費によるもの、消防団費の 849 万 8,000 円の増額は、需用費の消耗品費は 32 万 4,000 円の増額で、消防団員用防火手袋を購入するもの、備品購入費は 817 万 4,000 円の増額で、歳入でご説明いたしました都補助金を活用してLED投光器及び消防団用無線機を購入するものでございます。LED投光器は夜間の火災、災害は現地指揮本部において照明器具が必須となりますが、現在所持しているものは、照明器具のほかに発電機、燃料等が必要であり、携行するのに不便であることから、携行性にすぐれ、豪雨時等での使用も可能な充電式の灯光器の購入を予定しております。消防団用無線機につきましては、東日本大震災において多数の消防団員が犠牲になったことを踏まえ、地域防災力の充実、強化を図るため、消防団の装備の基準が改正され、消防団員の安全確保のための装備を充実することとなり、消防団の情報収集、共有、発信機能を強化し、他機関との連携の円滑に資する携帯無線機やトランシーバー等の双方向の情報伝達が可能な装備を充実することとなったことから、消防団員に貸与するため購入するものでございます。

なお、補助対象は消防団員条例定数の3分の1となっていることから、105 台の購入を予定し、班長以上の団員に貸与したいと考えております。

次の消防施設費は 174 万 3,000 円の減額でございます。内訳ですが、消防施設維持管理費の 14 万 7,000 円の増額は、事業費の修繕費 43 万 2,000 円の増額は、消防団詰所のシャッターの修繕によるもの、委託料の 243 万 2,000 円の減額は、防災行政無線デジタル更新委託の事業費確定によるもの、工事請負費の 214 万 7,000 円の増額は、仮称川乗林道ヘリポート整備工事を計上するものでございます。整備箇所につきましては、日原街道川乗橋入り口から川乗林道を踊平トンネル方向に約 6.3 キロ進行した百尋の滝上部の塩地谷にある町有地でございます。平坦地で広さは十分あるものの、地面が荒れ、大きな石など多数あり、消防庁のヘリコプターが着陸するには車輪つきの機種であるため、パンクを恐れ、救助活動にも支障を来すことが考えられることから、緊急離着陸用ヘリポートとして救助活動にも有効的に活用できるよう整備し、有事に備えたいと考えております。

この場所は観光スポットの1つである百尋の滝から近く、これまでも山岳救助の実績があること、救助活動や林野火災等、大規模災害発生時には人員や補給物資の投入に最適な立地条件であることから、今後の活動拠点として効果が大いに期待できるものでござい

す。

次の町単独消防施設整備事業費の189万円の減額は、備品購入費で小型動力ポンプを今年度2台購入する予定でありましたが、整備状況等を勘案し、1台の購入にとどめるため減額とするものでございます。

以上で、消防費の説明を終わります。

○教育課長（原島 政行君） 次の34ページからは教育費でございます。款の10教育費、項01教育総務費、目02の事務局費でございますが、175万4,000円の増額は人件費の調整によるものでございます。

次に、目03教育指導費、節08報償費は、学校運営協議会委員報償費を8万円減額し、次の消耗品費に8万円を加える報償費と消耗品費を組みかえるというものでございます。

次に、教育研修事業費1万円の増額は、教育相談室の相談員が就学相談担当者講習会に5日間参加するための旅費を新たに計上するものでございます。

次に、項02、目01学校管理費の小学校管理費10万8,000円の増は、古里小学校の校務用パソコンのウイルスを除去するためのソフトを購入するというものでございます。

35ページをお願いします。目02教育振興費の01小学校教育振興費は、財源組みかえによるもの、次の04古里小学校教育振興事業費の16万1,000円の増は、一般教材用備品を購入するために計上するものでございます。

次に、項03、目01学校管理費の中学校管理費35万7,000円の増は、災害時に生徒及び教師の安全を確保するための防災用折り畳みヘルメット100個を購入するためのものでございます。このヘルメットは厚さ33ミリメートル、重量430グラムで、ロックを解除し、ヘルメットの両端から押してかぶり、ヘッドバンドを締めてからあごひもを調整するという容易にかぶれるものでございます。収納はパッケージごと、そで机におさまるサイズで壁や机の横にかけておくこともできるものです。

なお、このヘルメットの耐用年数は6年あることから、卒業した生徒の分につきましては新たな新入学生に備え置いて使うような配布の仕方を考えております。

次に、目02教育振興費の01中学校教育振興費は、財源組みかえによるもの、04奥多摩中学校教育振興事業費5万4,000円の増は、奥多摩中学校1年生の男子生徒が1学期中に大腿骨の手術を受け、2学期から復学していますが、体育の時間にリハビリが必要なため、軽く、滑らず、防水加工で衛生的で肌に触れても冷たさを感じないトレーニングマットを購入するというものでございます。

次に、項04、目01給食管理費は、36ページにかけて、04共済費は人件費、11需用費

25万6,000円の増は、冷凍庫の冷蔵機能が故障したため、コンプレッサー等の交換、修繕を行うものでございます。12 役務費 35万7,000円の増は、厚生労働省ガイドライン大量調理施設管理マニュアルが平成29年6月に改定され、ノロウイルス対策の重要性が確認されたことから、10月から検便検査にノロウイルス検査を加えることにしたため計上をするものでございます。次の18 備品購入費 4万5,000円の増は、ご飯の配食量をはかる台ばかりが故障し、修理が不能なため購入するものでございます。

次に、項 05、目 01 社会教育総務費は、人件費の調整によるものでございます。

次に、03 文化会館管理費 206万2,000円の増は、ユニバーサルデザインまちづくり緊急推進事業において、文化会館内のトイレが補助対象となるため、女子トイレの一部をウォシュレットつき洋式化に、男子トイレと多目的トイレは洋式化されているため、ウォシュレットのみの設置を行うため、費用を計上するというものでございます。

37 ページをお開き願います。目 04 水と緑のふれあい館事業費 696万6,000円の減のうち、職員手当等と共済費は人件費の調整によるものでございます。需用費 600万円の増は、1階ホールへ授乳室及び外ベンチ7台を設置するため、修繕費として計上したものでございます。委託料 8万5,000円の増は、ボールプール清掃消毒業務を委託するものです。1階にあるボールプールは枠の中に木製ボールが置かれ、転がして遊ぶ場所として子どもに人気の部屋となっています。その木製ボールが汚れるため、清掃消毒を行うものでございます。負担金・補助及び交付金 1,315万6,000円の減は、東京都水道局が工事を実施し、共用部分について町が4割負担することになっているふれあい館更新計画の平成29年度に改修を計画していた外壁改修などが東京都水道局からの順延指示により皆減するというものでございます。

次に、項 06、目 01 保健体育総務費、110万円の増は、加藤旗争奪駅伝競走大会において、スタッフの減少や計測器の老朽化によりタイムの計測が困難になってきていることから、専門業者に委託し、効率的かつ精度の高い測定を行うため計上するものでございます。

次に、目 02 体育施設費 70万円の増は、登記原グラウンドの女子トイレがたびたび詰まり、調査したところ、配管に物が詰まっている可能性があり、構造自体を直す必要があるため、改修工事を行いたいため、また、和式トイレの洋式化を図るため計上するというものでございます。

教育費につきましては以上でございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 38 ページをお開きください。款 12 公債費でございます。公債費合計では 87万3,000円の減でございます。内訳としまして、目 01 元金、

(01) 長期債元金償還費が 64 万 7,000 円の増、目 02 利子、(01) 長期債利子償還費が 152 万円の減で、いずれも借入時の規定に基づき、臨時財政対策債の借り入れ後 10 年経過による利率見直しを行うもので、政府債であります財政融資資金につきましては 1.6% から 0.01% に、縁故債であります西東京農業協同組合については 2.20% から 1.5% に利率の見直しを行い、公債費が減となるものです。

なお、今回の利率の見直しによりまして、残り 10 年間の返済にかかわる総額では 775 万円の利子の支払いについて削減が図られることとなります。

次の 14 予備費 4 万 9,000 円の増は、歳入歳出調整によるものでございます。

次に、ページが飛びますが、41 ページをお開きください。継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。この調書は 4 ページ、第 2 表原生活館改修事業の継続費に伴うもので、先ほど歳出 14 ページの目 09 地域振興費、コミュニティ施設整備事業費で説明しました原生活館改修事業の財源内訳を含めた全体計画及び年度別支出予定額並びに年度別の進捗率等が記載してございます。

全体計画としましては 2 カ年の継続費で、平成 29 年度が 2,720 万円の年割額で、このうち工事請負費が 2,600 万円、監理業務委託料が 120 万円、平成 30 年度は 4,080 万円の年割額で、このうち工事請負費が 3,900 万円、監理業務委託料が 180 万円であり、財源は一般財源を見込んでおります。

また、当該調書の表で一番右の継続費の総額に対する進捗率の欄では、ただいま申し上げた年割額から平成 29 年度が 40.0%、平成 30 年度は 60.0% の割合となります。

最後に、42 ページをお開きください。町債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。この調書につきましては、今回の補正予算のうち、5 ページの第 3 表町債補正及び 11 ページの款 20 町債で説明しました臨時財政対策債の補正後の予算額 1 億 2,329 万 4,000 円を反映したもので、表頭では中ほどの当該年度中増減見込み額のうち、当該年度中起債見込み額の欄の表側では臨時財政対策の交錯したところに補正後の当該金額 1 億 2,329 万 4,000 円が記載されております。したがって、当該年度末の現在高見込み額も今回の補正で減額しました 670 万 6,000 円が反映された額となっております。

以上をもちまして議案第 46 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議案第 46 号の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 異議なしと認めます。よって、午後1時0分から再開いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(須崎 眞君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第47号及び議案第48号についての説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長(天野 成浩君) それでは、議案第47号 平成29年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明いたします。

5ページをお開きください。歳入でございます。款04、項01、目01 繰越金401万8,000円を増額し、繰越金の計を401万9,000円とするもので、前年度繰越金によるものです。平成28年度決算の確定に伴うものでございます。

続きまして、6ページをお願いします。歳出でございます。款01 総務費、項01 利用管理費、目02、01 事業費401万8,000円を増額は、節11 需用費から節18 備品購入費までの補正で、節11 需用費では195万円を増額するもので、内訳としては説明欄記載の01 消耗品38万円の増、03 食糧費12万円の増、モノレール及び食卓テーブルなどの修繕にかかわる費用として145万円を増額するものです。次に、節12 役務費3万円の計上は、光回線引き込みによります電話デジタル化切りかえ手数料を計上するものです。次に、節13 委託料40万円の計上は、ホームページ改修業務委託料を計上するものです。次に、節14 使用料及び賃借料13万7,000円の計上は、体験講座を通じて木材の搬出量に合った小型ウッドチップパーを導入するためのリース料を見込むものです。次に、節16 原材料費50万円の増額は、説明欄記載の施設整備用獣害ネット、イベント用わさび苗、野菜苗等、森林整備用単木ネット等の原材料をそれぞれ増額するものです。次に、節18 備品購入費100万1,000円を増額は、凍結防止剤散布器、エアコンプレッサー、記録カメラの施設用備品を購入するもので、事業費の計を7,746万9,000円とするものです。

以上で、議案第47号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第48号 平成29年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

5ページをお開きください。歳入でございます。款04、項01、目01 繰越金344万

2,000円を増額し、繰越金の計を344万3,000円とするもので、前年度繰越金によるものです。平成28年度決算の確定に伴うものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。歳出でございます。款01総務費、項02、目01利用管理費344万2,000円の増額は、次の節11需用費310万9,000円を増額するもので、説明欄に記載してあります01消耗品31万円の増、06修繕費279万9,000円を増額するものです。節12役務費20万円の増額は、粗大ごみ処理費を増額するものです。次に、節14使用料及び賃借料13万3,000円の増額は、電話機リース料を増額するものです。利用管理費の計を1億4,714万4,000円とするものでございます。

以上で、議案第48号の説明を終わらせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で議案第47号及び議案第48号の説明は終わりました。

次に、議案第49号から議案第51号までについての説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 初めに、議案第49号 平成29年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

5ページをお開き願います。歳入でございます。款02国庫支出金、項01国庫負担金の療養給付費等負担金の595万2,000円の増は、平成28年度中の療養給付費が増加したことに伴う国の法定負担分について、本来であれば年度中に追加して交付されるべきところ、給付費の増加が年度末になったことから、年度中の交付が間に合わず、新年度になってから追加して交付されることになったものです。

次の項02国庫補助金ですが、01調整交付金のうち、特別調整交付金において当初予算において計上していた保健事業分について、データヘルス計画の策定にかかる費用について追加交付されるもの、02国保制度関係業務準備事業費補助金では、来年4月からの国保の都道府県化に備えて国保事業状況報告及び調整交付金交付申請資料等作成のためのシステムの改修費用について追加して交付されるもので、国庫補助金の合計で193万9,000円を増加するものです。

款03療養給付費交付金168万8,000円の減額につきましては、退職被保険者等療養給付費交付金について退職被保険者数の減少に伴い、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づく減額と過年度分の追加交付がなかったことによる窓開け分の減額と合わせて減額するものです。

款08繰入金、項02基金繰入金、国民健康保険基金繰入金の増は、療養給付費等に充てるために必要な保険税等の歳入の不足に伴い、基金から取り崩して繰り入れるもので、現在までの給付費の見込みに基づき、1,000万円を見込むものです。

次の款 09、繰越金のその他繰越金は、平成 28 年度の会計の確定により当初予算の見込みから 720 万 3,000 円を減額した 279 万 8,000 円とするものです。

6 ページをごらんください。歳出でございます。款 01 総務費の一般管理費では、職員普通旅費について、国保制度改革に関する説明会等への出席増に伴い、今後の所要額を見込んで 4 万円を増額し、需用費では、この 10 月の国保被保険者証の送付用封筒について新たに 2 年分を一度に印刷することで単価の削減を行うもので、当初予算との差額として 2 万 5,000 円を追加するもの、委託料では、歳入でもご説明いたしましたが、国保の都道府県化の準備に伴う国保事業状況報告及び調整交付金交付申請書類等の作成のためのシステム改修費について歳入と同額を増額するもので、一般管理費全体で 38 万 9,000 円を追加するものです。

款 02 保険給付費ですが、01 一般被保険者療養給付費では、歳入でご説明した国庫負担金の過年度分の追加交付分について、本年度の療養給付費に充てるため、一般財源分から財源を組みかえるもの、02 退職被保険者等療養給付費においても歳入でご説明いたしました交付金の減額に伴う財源組みかえをするもので、予算の増減はございません。

7 ページをお開き願います。款 03 後期高齢者支援金等では、目 02 後期高齢者関係事務費拠出金について、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき、事務費拠出金について 3,000 円を減額するものです。

款 04 前期高齢者納付金等においては、目 01 前期高齢者納付金及び目 02 前期高齢者関係事務費拠出金について、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき増減するもので、合わせて 24 万円を増額するものです。

次の款 05 老人保健拠出金においても、目 01 老人保健医療費拠出金及び目 02 老人保健事務費拠出金について社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき増減するもので、合わせて 1 万 2,000 円を減額するものです。

次の款 06 介護納付金でも社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき、介護給付費地域支援事業支援納付金について 11 万 7,000 円を増額するものです。

08 保健事業費、項 01 特定健康診査等事業費では、歳入の調整交付金についてのご説明でも申し上げましたが、データヘルス計画策定及び特定健康診査実施計画策定に必要な委託料について増額するもので、その費用の一部に国調整交付金を充てるものです。

款 11 諸支出金の償還金は、平成 28 年度の会計の確定に伴い、国都支出金及び社会保険支払基金への退職被保険者療養給付費交付金の超過交付分を返還する必要が生じたことから、所要の額を増額するものです。

9 ページをお願いいたします。款 12 予備費は、予算調整です。

以上で、議案第 49 号の説明を終了いたします。

次に、議案第 50 号 平成 29 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。款 03 繰越金は、平成 28 年度の会計の確定に伴い、397 万 8,000 円を増額し、397 万 1,000 円とするものです。

款 04 諸収入では、受託事業として行っている葬祭費支給事業について平成 28 年度の町の負担金が過払いであったことから 94 万 9,000 円の還付を受けること及び滞納繰り越し分保険料の徴収により、あらかじめ未収金補てん分として広域連合に負担していたものから徴収分について 7 万 3,000 円の還付を受けるもので、雑入の総額を 102 万 5,000 円とするものです。

6 ページをごらんください。歳出でございます。款 02 広域連合納付金、項 01 広域連合分賦金 249 万 3,000 円を増額は、広域連合からの通知に基づき、保険料の負担金として増額するもの。

次の款 03 保健事業費、項 01 保健事業費 67 万 9,000 円を増額は、後期高齢者健康診査の受診者数の増加により、医療機関等への委託料について増額するもの。

次の款 05 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金、目 03 広域連合返還金 94 万 9,000 円の増は、葬祭費受託事業について平成 28 年度の決算による額の確定により広域連合に返還するための増額です。

次の款 06 予備費の 87 万 9,000 円を増額は、予算の調整です。

以上で、議案第 50 号の説明を終了いたします。

次に、議案第 51 号 平成 29 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。款 01 保険料は、滞納繰越分保険料について、滞納繰越額の確定により 125 万 1,000 円を増額するものです。

款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金、介護給付費国庫負担金について、介護給付費の見込みにより、現年度分については 935 万円を減額、過年度分については平成 28 年度の介護給付費の増に伴い、本来平成 28 年度中に交付されるべき国庫負担金について本年度に 58 万 8,000 円が追加交付されるもので、当初見込んでいた窓開け分を差し引き、国庫負担金全体で 876 万 3,000 円を減額するもので、次の項 02 国庫補助金では財政調整交付金において交付額の見込みにより、現年度分で 280 万円の減、過年度分については額の確定

により窓開けで計上していた額について減額するもの、地域支援事業交付金では、同じく過年度分の額の確定により、介護予防・日常生活支援総合事業では、窓開け分の減額、包括的支援事業・任意事業においては、追加交付分として129万8,000円を増額し、介護保険事業費補助金では、制度改正による介護保険システムの改修費用として当初見込んでいたものに72万9,000円を追加し、国庫補助金全体では77万5,000円の減額となるものです。

款04 支払基金交付金では、介護給付費交付金において、現年度分では給付費の見込みにより1,120万円を減額し、過年度分については平成28年度の介護給付費の増に伴い、本来平成28年度中に交付されるべき支払基金交付金について本年度に473万3,000円が追加交付されるもので、この過年度分と次の地域支援事業支援交付金において当初見込んでいた窓開け分を差し引き、支払基金交付金全体で646万9,000円を減額するものです。

6ページをごらんください。款05 都支出金、項01 都負担金では、介護給付費負担金において国庫負担金支払基金交付金と同様に、給付費の見込みにより365万円を減額し、過年度分の追加交付分と増減し、都負担金全体で323万4,000円を減額するものです。

02 都補助金では、地域支援事業交付金について、過年度分の額の確定により、介護予防・日常生活支援総合事業では、窓開けとして計上していた1,000円について減額し、包括的支援事業・任意事業においては、過年度分の追加交付として2万5,000円を増額するもので、都補助金全体で2万4,000円を増額するものです。

款07 繰入金のうち、項01 一般会計繰入金では、介護給付費繰入金の現年度分については、国庫支払基金と同様に、介護給付費の町負担分について見込みにより減額、介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業の過年度分についてはそれぞれ窓開け分を減額するもの、地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業では過年度分の追加繰り入れとして、都補助金と同額の2万5,000円を増額、その他一般会計繰入金では介護保険制度の改正に伴うシステム改修に要する費用について、一般会計から負担する分について97万8,000円を追加し、一般会計繰入金全体では399万9,000円を減額するものです。

7ページをお開き願います。項02 基金繰入金では、当初見込んでいた基金を取り崩しでの繰り入れについて今後の給付費の見込みにより、当初予算額557万円を皆減するものです。

款10 繰越金は、平成28年度の会計の確定により、866万9,000円を追加し、867万3,000円とするものです。

8 ページをごらんください。歳出でございます。款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費では、委託料において歳入でもご説明申し上げました介護保険制度改革に伴う介護保険システム改修費として 170 万 7,000 円を追加するものです。

款 02 保険給付費、項 01 介護サービス等諸費では、実績に基づき、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費及び居宅介護住宅改修費について、それぞれ説明欄記載の金額を増減し、介護サービス等諸費全体で 4,400 万円を減額するものです。

次の項 02 介護予防サービス等諸費では、介護予防サービス給付費について実績に基づき 1,000 万円を増額し、地域密着型介護サービス給付費については 100 万円を減額し、差し引き 900 万円を増額するものです。

9 ページをお開き願います。次の項 04 高額介護サービス等費では、同じく実績に基づき高額医療合算介護サービス費について 200 万円を減額するものです。

次の項 06 特定入所者介護サービス等費でも同じく実績に基づき、特定入所者介護サービス費について 300 万円を減額するものです。

款 04 基金積立金 1,751 万 1,000 円の増は、現年度分の特別徴収及び普通徴収保険料のうち、介護給付費に充てる法定割合を超える部分、滞納繰越分の保険料額の確定に伴う保険料相当額及び歳入でご説明した介護給付費及び地域支援事業における国都社会保険診療報酬支払基金及び町負担分の追加交付分について、今後の事業運営のため、介護給付費準備基金として積み立てるための予算措置です。

10 ページをごらんください。款 06 諸支出金の償還金 192 万 7,000 円の増は、平成 28 年度の会計の確定に伴い、超過交付となっている介護給付費及び地域支援事業費に係る国都負担金及び支払基金交付金について返還するため増額するものです。

項 02 繰出金、一般会計繰出金は、同じく会計の確定に伴い、一般会計の返還のための科目ですが、今回の補正では返還がないことから窓開けとしていた 2,000 円について皆減するものです。

11 ページをお開き願います。款 07 予備費は、財源調整により 9,000 円を減額し、85 万 1,000 円とするものです。

これで議案第 51 号の説明を終了いたします。

以上で、議案第 49 号、議案第 50 号及び議案第 51 号についての説明を終了いたします。
○議長（須崎 眞君） 以上で、議案第 49 号から議案第 51 号までの説明は終わりました。

次に、議案第 52 号について説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 52 号 平成 29 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

5 ページをお願いいたします。歳入になります。款 03 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 一般会計繰入金の 400 万の増額につきましては、01 下水道事業繰入金として、小河内処理区で 65 万 8,000 円の増額とし、奥多摩処理区で 231 万 2,000 円の増額となるもので、02 浄化槽市町村整備推進事業繰入金につきましては 103 万円の増額となるものでございます。

次に、6 ページをお願いいたします。歳出になります。款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費 56 万 1,000 円の増額につきましては、繁忙事務の対応について臨時職員を活用することにより適正に事務の処理を行うものでございます。

次に、02 維持管理費の奥多摩処理区の 50 万円の増額につきましては、11 需用費で国道 411 号線の舗装工事に伴う柵沢地区のマンホール蓋の高さ調整による増額となるものでございます。

次に、款 02 事業費、項 01 下水道事業費、目 02 下水道事業費 156 万 3,000 円の増額につきましては、01 小河内処理区で節区分の職員手当、共済費につきましては人件費による調整により増額とするものでございます。次に、02 奥多摩処理区 146 万 6,000 円の増額は、節区分の 03 から 04、それぞれの人件費の調整により増額をするものでございます。次に 15 工事請負費 100 万円の増額は、奥多摩処理区域内における公共樹の未設置箇所の工事及び管渠敷設工事に対応するための工事費として増額するものでございます。

次に、7 ページをお願いいたします。款 02 事業費、項 02 浄化槽市町村整備推進事業費、目 02 浄化槽市町村整備推進事業費 103 万円の増額につきましては、13 委託料で 50 万円の増額は、浄化槽設置予定地の地形及び作業スペース等を検討した結果、増額するものでございます。次に 15 工事請負費につきましては、53 万円の増額となり、設置条件が困難なことや放流管の布設延長を考慮して増額するものでございます。

次に、款 04 予備費、目 01 予備費 34 万 6,000 円の増額につきましては、歳入歳出予算額の調整により計上したものでございます。

次に、8 ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。補正予算前後の比較で、給与費欄の職員手当で 14 万 7,000 円及び共済費で 41 万 6,000 円の増額となりますが、内訳につきましては下表をごらんください。比較の欄で超過勤務手当 60 万円の増額、通勤手当 42 万 3,000 円の減額、期末勤勉手当 3 万円の減額で、給与費の計が 14 万 7,000 円

で、共済費が41万6,000円で、合わせますと合計56万3,000円となります。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議案第52号の説明並びに全議案の説明は終わりました。

これより質疑を行います。議案第46号については、歳入歳出それぞれを一括して質疑を行い、議案第47号から議案第52号までについては、歳入歳出を含めて一括して行います。

初めに、議案第46号の歳入の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第46号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第46号の歳出の質疑を行います。質疑はありますか。3番、澤本議員。

○3番（澤本 幹男君） 1点お伺いさせていただきます。

33 ページ、多分お配りいただいたこれ、川乗林道ヘリポートの整備ということで、地図かと思うんですが、担当はわかりませんが、こういうヘリポートが人命優先ということは当然なんですけど、奥多摩はクマタカがいて、自然界の植物連鎖の頂点に立っているということで、ヘリコプターの関係がもちろんあるんですけど、非常に絶滅危惧種からちょっと外れる、外れないの問題もあるでしょうけど、環境省とか、東京都環境局とか、そういうものの許可を得てこういうものをつくっているのかなと思って、お聞きしたいなと思ひまして、ご担当の課はありませんけど、よろしくお願いします。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 3番、澤本幹男議員のご質問にお答えいたします。

ヘリポートの整備の関係で、クマタカ等の絶滅危惧種関係の許可ということでございますけども、今回整備するに当たって、自然公園法の部分で整備するに当たってで広さの関係ですとかそういう部分で届け出等は必要かなというふうに考えておりますけども、ちょっと今そちらの自然界のほうの部分につきましては、私のほうでも不勉強で、そこら辺許可が必要かどうかというところまではわからないんですけど、上の東京消防庁のヘリポートを整備したときには、特にそういう部分についてのお話は伺っていないということでございます。

いずれにいたしましても今そういう関係でご指名いただきましたので、整備に当たってもう一度確認はさせていただいて整備をしてまいりたいというふうに考えておりますので、

よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎 眞君） ほかに。8番、高橋議員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

13 ページ総務費の企画事業費、神津島との友好交流式典です。10月29日、ふれあいまつりのときにやるというお話をいただきました。割と町民の人は神津島との関係というのを知らない方も結構多いんで、人が集まるときに非常にいい企画かなというふうに思っています。そしてもうあと1カ月半ぐらいですので、式典の内容というんですか、何か目的ななんかも含めて聞かせていただければありがたいです。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） ただいま8番、高橋議員より、神津島との交流の関係ということでご質問がございました。こちらにつきましてはちょっと繰り返しにはなりますが、10月の29日、奥多摩町のふれあいまつりのときということで、ここでは奥多摩町と神津島の間で友好交流の協定書を結ぶというような催しと申しますか、協定の締結式を行う予定になっております。これはふれあいまつりのステージの中をちょっと1時間弱ぐらい時間をおかりしまして、そこで両町村長、また、これからお願いに上がるわけではございませんけれども、両町村議長の4名の方で署名をしていただくというような予定で現在のところは進んでおります。

また、それが終わった後に夕方には町と村のほうで、村のほうからもおいでいただきますので、議員さんも含めて、今の予定では、はとのす荘のほうで交流会ということで、議員さんにも出席いただく予定ではございますけれども、懇親会をして深めるというような予定でいます。

また、11月の23日、これは祝日の日ですけれども、こちらにつきましてはちょっと人数は絞らせていただこうかと考えているところでございますけれども、奥多摩町から神津島のほうへ出向きまして、今度は神津島のほうで歓迎を兼ねて協定のお祝いというか、祝賀会を開こうというようなことで今神津島のほうではそのような予定でおります。

それから目的というようなことでございますけれども、こちらにつきましても高橋議員のほうからお話ありましたけれども、さかのぼれば太平洋戦争末期の全島の避難ということで、都内のほうへお越しいただいたと。その中でも一番奥多摩町に疎開された方が多かったと。その後しばらくは若干民間レベルでの交流もあったようなんですけども、戦後70年が経過して大分高齢化も進んでということで、つい先日には8月の下旬には文化会館のほうで平和のための戦争展ということで、たまたま神津島のことも取り上げられたと

ということで新聞等でも報道されたところなんですけれども、その辺の記憶の風化を食いとめるということと、また、これから先という意味では、今、小学生の洋上セミナーとか、それから町単費では神津島のほうから奥多摩町にお子さんを招いて隔年で交流事業も行っています。また、ふれあいまつりでは、神津島の物産なども出しているということで、今までどおりにはやっていくということなんですけれども、今まで逆に言うと何の取り決めもなく、何となく過ぎてきてしまったという部分もあるということでございますので、これを契機にしっかり絆を深めて、今後も両町村の発展を願ってということで協定を結ばせていただきたいというような趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。5番、小峰議員。

○5番（小峰 陽一君） 小峰です。

26 ページの森林セラピーに 800 万円の負担金とありますが、補助金が出ていますけど、これのもうちょっと詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 5番、小峰議員のご質問にお答えいたします。

森林セラピーの補助金の関係でございますけれども、現在、一般財団法人おくたま地域振興財団は第三種の旅行業を登録しております。募集型企画旅行の企画実施について、奥多摩町と隣接する市区町村に区域が限定されております。というような事業の展開を行っておりますけれども、第二種の旅行業を登録することによりまして、国内のすべての募集企画型が実施できるということで、財団独自のツアーの展開はもとより、町の実施しております事業といたしまして、神津島の洋上セミナー、小学生のスキーですとか、あとふれあい事業などの企画実施をすることが可能となります。またさらに事業が拡大されるものということで補助金の増額となっております。よろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 5番、小峰議員。

○5番（小峰 陽一君） 現実にもうそういう募集をかけたりにやっていますよね。そこら辺いろいろちょっと話も聞いていますんで、どういう対策を立てたか、後日で結構なんで教えていただけますか。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 5番、小峰議員さんからの質問でございます。ただいまの観光業の話の流れということで、ちょっと企画財政課のほうで統括的な部分ということでお答えをさせていただきたいと思っております。恐らく新聞などでも報道された自治体がい

いわゆるお金を取って、子どもたち含めてということで旅行的な研修を行っているということの内容についてでよろしいでしょうか。

それでご承知のように、若干新聞のほうでも奥多摩町という名前も、あのとき日野市と一緒に載ったわけなんですけども、町としてもいろいろな対策をとということで、その中の1つが、今回補正予算に載せました森林セラピーの関係の財団への800万円の補助ということで、今、観光産業課長からも答弁がございましたが、現在は第三種ということで、その内容というのがいわゆる自分の町の所在地と隣接するところのそういうお金のやりとりの旅行業の仕事ができるということのようです。それを今回二種に引き上げるということで、国内旅行すべてのそういうお金を取っての旅行業が行うことが可能になるということで、そのために国のほうに補償金といいますか、ああいう形で1,100万円ほど預けなければいけないということでこの800万円を上程しているということで、対策としては旅行業を三種から二種に引き上げることによって、国内についてはすべて問題なく対応ができるという対策がとられることとなります。

また、その新聞報道にありました旅行業市町村自治体がということで取りやめもあったという話なんですけども、その後に官公庁、国ですね、こちらの長官のほうから通達がございまして、新聞でもちょっと載っているところもあるんですけども、自治体が行う、いわゆるそういう小・中学生とか、いわゆる域内と言いますか、所管している学校等の海外の派遣も含めて、洋上セミナーなんかも含めて、それについては問題がないというような見解の通達が出ておりますので、結果としては、町が行ってきたことは問題がないというような認識でただいま各事業を進めているところでございますけれども、そのほかのことも一般的な旅行業のことも含めて今後展開していくために今回、森林セラピーの関係の財団のほうへ800万円増額補正をして、三種から二種の旅行業の免許を取得するというような内容になっております。よろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） もう一点、小峰議員が言ったのは、チラシが出て国内旅行、町内の方は割引するよという部分も絡んでいるのかなというふうに思うんですが、現在の段階では、旅行業法は一種、二種、三種とあります。一種の取得をしますと、国外旅行も全部取り扱いできます。今回取るのは二種ですから、国内旅行は全部できます。三種は従来どおり。従来の住民に配った割引の旅行を請け合いますというのはJTBと連携をしながら町内の人には割引をするというJTBとの連携によって今やっているということでございますが、今後は直に一般財団法人おくたま地域振興財団が直接その事業をやって取扱手

数料を取れるという手続をしたいということでございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。7番、宮野議員。

○7番（宮野 亨君） 24 ページの目で農業振興費、総務費の中から工事請負費、特産物加工体験施設高圧引込設備改修工事、これはどこをどのようなのか、ちょっとご説明いただければうれしいなと思います。

それと次のページの育樹祭イベント委託のところでは苗木をお配りするとちょっと聞いたのですが、苗木というのはどのようなものか、わかれば教えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 7番、宮野議員の質問にお答えいたします。

初めに、24 ページの部分でございます。特産物加工体験施設高圧引込設備改修工事の部分でございます。こちらは白丸のアースガーデンになります。関東電気保安協会に電気の保守を委託しておりますけれども、施設の高圧ケーブル等含めて施設が23年経過しているということで、老朽化に伴う絶縁破壊が指摘されております。そのようなことで、地絡保護装置付きの地中専用高圧負荷開閉器の設置の交換を求められておりますので、そちらに対応するものでございます。

もう一点でございますけれども、全国育樹祭の部分のイベントの部分でございます。苗木の配布でございますけれども、こちらは10月の28、29日で開催されますふれあいまつりの会場においてミツバツツジの苗木を約300本でございます。それとイロハモミジの苗木も約300本ということで配布を予定しております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。1番、木村議員。

○1番（木村 圭君） 32 ページです。大丹波地内の若者住宅建設事業の中で、地盤改良をすると。関東ロームで軟弱地盤なんで4メートルほど改良するというんですけど、具体的にどんな安定処理をするんでしょうか。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 1番、木村議員の質問にお答えします。

地質調査しました結果、この場所につきましてはドリルで穴を埋めまして、ペースト状のコンクリートを注入しまして、それが約39本。それで周りに造成します間知ブロックの基礎の部分に60センチから1メートルのものを直径800から1メートルのものを49本

入れて支持地盤の安定を図るものです。それでこれにつきましては、一応調査結果に基づきまして設計しまして、その間知ブロックの支持地盤の安定を図るというものでございます。

以上です。

○議長（須崎 眞君） ほかに。2番、大澤議員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

28ページの観光施設整備事業費の中の工事請負費で3,550万円が使われていますけれども、観光トイレの改修工事、観光施設改修等工事、はとのす荘温泉引込工事のそれぞれの内訳をわかったら教えてください。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 2番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

28ページの部分の観光施設の工事費の関係です。観光トイレ改修工事につきましては、こちらは現在22カ所につきまして改修のための設計委託をしております。そちらの関係で工事費を4,000万円まで上げることが可能となっておりますので、そちらの部分の22カ所の設計工事、設計費が設計の部分がクリアされたことに対します工事費になります。

次の観光施設の改修等工事費の増額ですけれども、こちらは50万円ですけれども、丹縄亭のごみ収集撤去工事費になります。

3点目のはとのす荘温泉引込工事でございます。こちらにつきましては新湯といたしまして、旧鳩和荘の部分から源泉が出ておりますので、そちらをはとのす荘に引き込む工事でございます。その中には配管工事ですとか、ポンプの設置ですとか、電気関係の工事が入っております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。9番、原島議員。

○9番（原島 幸次君） 9番、原島でございます。

1点お聞きしたいんですが、13ページの庁舎トイレ洋式化ということで、8基新しく設置するというところでございます。現在、住民課のこっちにあります多目的トイレ、それが洋式になっておりますが、あとはみんな和式で、高齢化で庁舎へ来る方もおりますので、ひざが痛いとかいろいろ言っております。8基の洋式トイレになればかなり楽になるんじゃないかなと思うんですが、その8基のうちのトイレでウォシュレットをするのかどうか。観光用公衆トイレですと外にあたりなんかして管理が非常に難しいんですが、庁舎の中ですとかなり水の便だとかいろいろ管理ができるんじゃないかと思えます。その関係

で便座だけ温まるんじゃないなくて、ウォシュレットも使えるようなトイレになるのかどうか、その辺をちょっとお聞きできればと思います。それからいつごろから工事が始まって、大体終わりがいつごろなのか、その辺もあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 9番、原島議員のご質問にお答えいたします。

トイレの洋式化につきましては、原島議員から以前からいろいろご質問いただいていたところでございますけれども、当初は補助金もちょっとなかったということで、1基のみの予算計上でしたけれども、ここで新たに補助金もつくということで8基の整備を予定いたしました。各階の男女のトイレ、そこに1基ずつの8基ということで考えておりますけれども、先ほどご説明いたしましたように、それぞれ設置する場所によって形ですとかそういう部分も若干変わってまいりますので、この補正予算ご決定いただきましたら、まず設計委託をさせていただいて、その後、工事に入っていきたいというふうに考えております。

ウォシュレットの関係ですけれども、今ついている多目的といいますか、身体障害者用のトイレについてもウォシュレットつきですので、そこら辺はウォシュレットつきのもので整備をしていきたいというふうには考えております。

工期でございますけれども、いずれにいたしましても設計委託が済み次第、すぐに着手して、なるべく早目にこれの整備を行いたいということで、なるべく早い期間でということと考えておりますので、ちょっとそこら辺はご理解いただければと思います。

○議長（須崎 眞君） ほかに。11番、師岡議員。

○11番（師岡 伸公君） 11番、師岡です。

25 ページ、育樹祭プレイベントでございますけれども、機運創出ということで予算がおりておりますけれども、住民にふれあいまつりでいろいろ周知していくということなんですが、当然ふれあいまつりには小・中学生も参加されます。小・中学校への具体的なアプローチとかそういうふうなことはどのような形でお考えになっておりますでしょうか。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 今回の育樹祭のプレイベントということで、ふれあいまつりの会場におきまして全国育樹祭、東京都で開催される部分のチラシの配布と苗木の配布ということでございます。特に小学校、中学校につきましてのアプローチ等は行っておりません。

○議長（須崎 眞君） ほかに。4番、清水議員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

17 ページ、少子化の定住化対策で、職員研修旅費が9万3,000円、それから31ページも同様に研修旅費が組んでありまして、これは住宅管理ですね。先ほど公営住宅の先進地視察ということで、説明はそのような説明だったと思うんですけども、具体的にちょっと私どもも参考にしたいものですから、先進地想定されているところがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（新島 和貴君） 4番、清水議員のご質問にお答えいたします。

今回計画している箇所につきましては、青森県新郷村の事業について今検討しているところでございます。内容につきましては、先ほど福祉保健課長のほうからありましたように、こちらの村では町営住宅を無償で譲与するというような事業を始めております。これは私どもで行っているいなか暮らし支援住宅や若者定住応援住宅の町営住宅版というふうを考えていただければと思います。

内容については、戸建ての住宅を22年間定住したら無償で譲与するというような内容になっておりまして、ただし、こちらの事業が既にもう募集が終わっておりまして、詳細についてはこちらの村に行って聞かないとわからないということもございますので、村のほうに行って検証していきたいということで、今回町営住宅ということもございますので、地域整備課の職員2名、若者定住化対策の職員2名、計4名で視察のほう考えております。

それと同じく若者定住促進住宅ということで、こちらの村では町の町営若者住宅と同様な形の若者定住促進住宅というものも現在進めておりますので、そちらの事業もあわせて確認をして、仕組みなどもあわせて検証していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。10番、村木議員。

○10番（村木 征一君） 村木でございます。

1点教えていただきたいと思いますが、13ページでございます。先ほど公有財産購入費、場所については説明をいただきまして金額も聞いたんですけども、小留浦と坂下平、この面積を教えてください。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 10番、村木議員からの質問にお答え申し上げます。

13ページ、財産管理費におけます公有財産購入費の買収箇所の面積ということでございます。小留浦のところでございますけれども、こちらにつきましては土地が合計4筆という形になっておりまして791.02平方メートルということになっております。それから

棚沢の坂下のほうでございます。こちらにつきましては2筆で613平方メートルという状況でございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに、6番、石田議員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

14 ページの、電子計算管理費の負担金のところで市町村のセキュリティクラウド負担金ということで増加されてウイルス対策を実施されるということですが、いろいろな今ウイルスが侵入して、いろいろ被害も大きいかと思えますけれども、かなり高いと思うので、この内容についてお伺いしたいのと、あと前回までいろいろお伺いしているんですけど、公会計システムの現況についてお伺いしたいと思います。2点お願いします。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 6番、石田議員の最初の質問のクラウドのセキュリティ化の部分でございますけれども、これは国のほうからの指示で、年金機構の問題があった後、各市町村についてもセキュリティの強化をしるということでございまして、まず町のほうでもセキュリティ対策ということで、町の中の住民情報系のシステムと内部情報系システム、これを分離して情報が外に流出しないようにということで対策を立てたわけでございますけれども、そのほかに国のほうから都道府県において、都道府県の中ですべての市町村とともにそのセキュリティ化を進めていけということがございまして、今回負担金として計上させていただいておりますのは、先ほどご説明いたしましたけれども、東京都への負担金ということでございますけれども、東京都と東京都の区市町村 62 区市町村、合計で 63 団体でこれのセキュリティ化を図っていくということで、東京都が音頭を取って整備をしていただいているものでございます。この整備の内容ですけれども、各団体から出ていく情報、そこら辺の部分を都のほうで常時監視をしております、その部分で問題が起きるですとか、コンピュータのウイルスソフトをインストール情報等を見ながら、それらに問題等があった場合には各自治体に監視をしているところから指導が来ると。また、その対策等について監視している分析機関から情報が来て、そこら辺の対応をしていくということで、今、東京都がすべてこの部分の構築をしているところでございます。間もなくこれ整備ができますので、63 団体すべてそこにつないで今後運用していくということが今回の負担金の主な状況でございます。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 6番、石田議員、2つ目の質問でございます、公会計

システムの現在の状況ということでございます。公会計システムに関しましては、総務省からの要請によりましてということで、新地方公会計の整備が求められているというところはこれまでご案内したとおりでございますけれども、町につきましては、期末一括仕分けの選択予定ということでございまして、平成 28 年度決算を平成 29 年度中ということで、来年の 3 月末までに公表するというスケジュールが国のほうから示されているところでございます。

それに対しましての町のほうの進捗状況という話になりますけれども、ここで公会計システムの整備業務委託ということでございまして、指名委員会のほうへここで諮ったところでございます。これは業者選定をする委員会でございますけれども、その後、本日この電算関係の中の委託料、あるいは使用料の中にも含まれている予算が可決されました後に実際にそちらのほうの整備業務委託等を進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても補正予算可決後、速やかに契約を締結しまして、その業務を開始したいためということで今準備を整えているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。2 番、大澤議員。

○2 番（大澤由香里君） 2 番、大澤です。

先ほどの質問で、はとのす荘の温泉の引き込み工事が幾らぐらいの見積もりを立てているのかなというのを知りたかったんですが、それはまだわからないということですか。

それとあと 27 ページの日照確保の海沢と小丹波で申請があるというふうに聞いたんですけど、どこの辺かという住所がわかりましたら教えてください。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 2 番、大澤議員の質問にお答えいたします。

はとのす荘の工事の関係でございます。こちらにつきましては工事費 2,500 万円を予定をしております。

2 点目のご質問の日照確保でございます。こちらにつきましては小丹波地内におきましては寸庭地内でございます。小丹波 848 番地の地番でございます。海沢につきましては海沢 651 番地付近でございます。こちらにつきましては海沢の中の東組の南側に対する斜面でございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 46 号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第 46 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 2 議案第 46 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 46 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 47 号の質疑を終結します。

次に、議案第 47 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 3 議案第 47 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 47 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 48 号の質疑を終結します。

次に、議案第 48 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 4 議案第 48 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 48 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 49 号の質疑を終結します。

次に、議案第 49 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。2 番、大澤議員。

○2 番(大澤由香里君) 2 番、大澤です。

一言ご意見申し上げます。私は、3 月の 29 年度国民健康保険特別会計の予算審議において大幅な値上げ案となっておりましたので、反対をいたしました。今回の補正予算は、その予算に準じたものであると思いますが、その内容は過年度分の財産組みかえなどの費用調整と町民の健康維持増進のための健康診査等が主なものとなっておりましたので、今回は賛成といたします。

○議長(須崎 眞君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 5 議案第 49 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 49 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 50 号の質疑を終結します。

次に、議案第 50 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 50 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 50 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 51 号の質疑を終結します。

次に、議案第 51 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 51 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 51 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号の質疑を行います。質疑はありませんか。5 番、小峰議員。

○5 番(小峰 陽一君) 小峰です。

7 ページの浄化槽設置工事増というのがあるんですけど、基本的には下水関係は終わったように聞いているんですけど、どういうことでしょうか。

○議長(須崎 眞君) 地域整備課長。

○地域整備課長(須崎 政博君) 小峰議員の質問にお答えします。

下水道事業につきましては平成 27 年度で終わっていますけど、今、質問の 7 ページの管渠のは合併浄化槽の放流管だと思うんですけど。

下水道事業につきましては下水道区域と市町村型合併浄化槽区域があります。その 2 つに分けて今事業を進めておりまして、今現在の小峰議員の質問につきましては、市町村合併型の浄化槽でございまして、今後申請される方につきましては合併浄化槽を設置しまして、それをそこから放流管、川に水を浄化したものを流すというような工事の内容でございまして。

○5 番(小峰 陽一君) 浄化槽をつくるということではなくて接続という意味ですか。

○地域整備課長(須崎 政博君) 浄化槽を設置して、その放流管をつけるというような工事です。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 52 号の質疑を終結します。

次に、議案第 52 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 52 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 52 号については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は 9 月 8 日となっておりますので、明日 9 月 7 日は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、明日 9 月 7 日は休会とすることに決定しました。

なお、本会議は 3 日目、9 月 8 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 2 時 14 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員